

(地Ⅲ255)
平成29年3月17日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、精神障害者の雇用促進につきましては、平成30年度から精神障害者が法定雇用率の算定対象となることを踏まえ、一層の強化を図っていくことが求められております。そのため、平成28年度より、厚生労働省において精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業が実施（平成28年1月6日付 地Ⅲ205にて貴会宛ご連絡）されているところですが、引き続き、平成29年度の同モデル事業実施につきましても、本会に対して周知、協力方依頼がありました。

本件は都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することを目的に実施するものであります。

なお、本事業につきましては、実施労働局（38局：別紙参照）より、当該都道府県の精神科病院協会、ならびに精神神経科診療所協会に対して、連携可能な医療機関の紹介について依頼がなされることとしております。

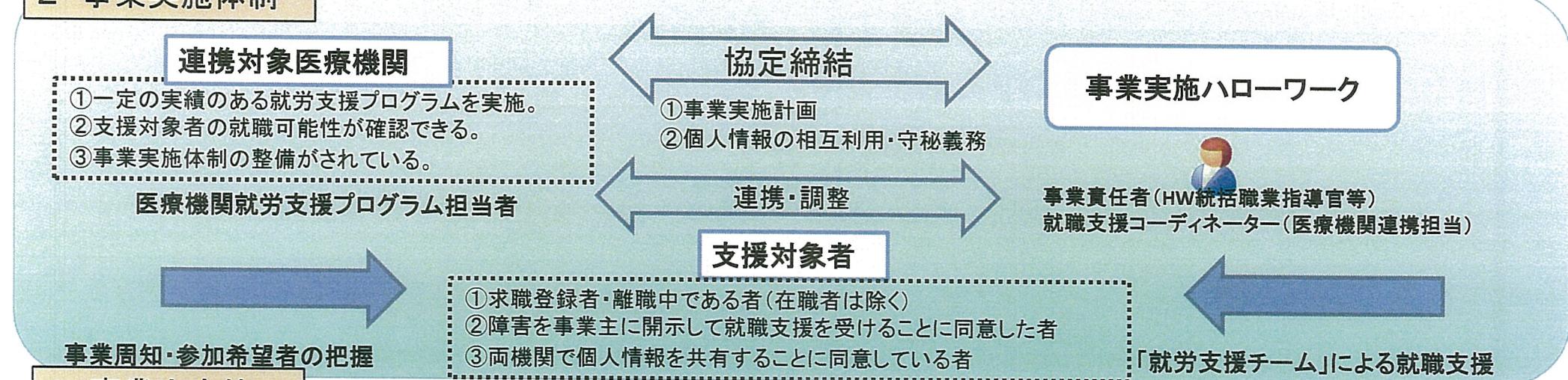
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下都市区医師会、及び関係医療機関へ周知いただくとともに、場合によって実施労働局より依頼がなされた際には、関係団体との連携のもと、協力いただきたくご高配のほどお願い申し上げます。

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

○主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。

○支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。

○想定される支援内容は次のとおり。

- ①連携対象医療機関を利用していいる精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
- ②職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ③職場実習等の機会の積極的な提供
- ④3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ⑤職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

4 実施労働局

平成29年度38労働局

28年度実施局(22局):北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本、鹿児島
29年度新規実施局(16局):岩手、秋田、山形、福島、茨城、群馬、山梨、三重、奈良、和歌山、島根、徳島、香川、佐賀、大分、宮崎を予定